

北九保地介第363号

平成27年10月5日

各地域密着型サービス事業所 管理者 様

保健福祉局地域支援部介護保険課

介護サービス担当課長 谷 聡之

## 介護・医療連携推進会議及び運営推進会議を活用した評価の実施等について

平素より、本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正、また厚生労働省からの別紙通知において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自らその提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行い、公表する仕組みとなりました。

つきましては、評価の流れ（別紙1）を添付するとともに、本市ホームページに自己評価及び外部評価に係る具体的な事項や様式例等を掲載しておりますので、ご確認いただき、適切な方法により遺漏なく実施していただくようお願いいたします。また、自己評価及び外部評価結果については、市介護保険課までご提出ください。

### （参考）

○介護保険最新情報 Vol. 435

（平成27年3月27日厚生労働省老健局通知）

○北九州市ホームページ（地域密着型サービスの外部評価）

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800089.html>

<問い合わせ先>

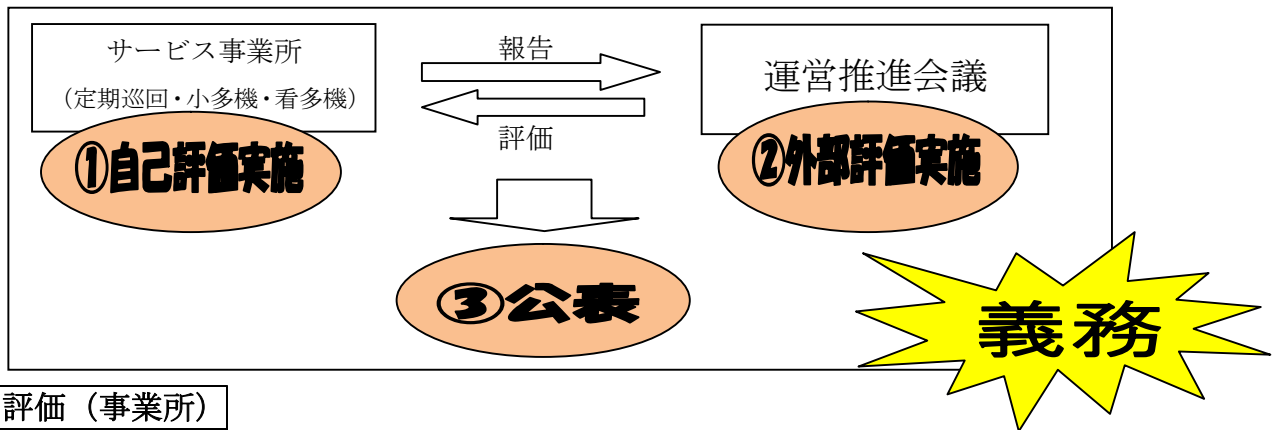
保健福祉局介護保険課事業者支援係

担当 田邊、江口

TEL 582-2771

FAX 582-2095

## 【運営推進会議等を活用した評価の流れ】



## ①自己評価（事業所）

## &lt; 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 &gt;

- ・事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、個々の従業員の意識向上及び、事業所全体の質の向上につなげていく。

## &lt; 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 &gt;

- ・事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容について振り返りを行う。
- ・個々の評価結果をもとに、管理者・計画作成担当者・看護職員・介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、事業所全体の振り返りを行い、個々の従業員の意識向上及び、事業所全体の質の向上につなげていく。

## ②外部評価（運営推進会議等）

## &lt; 共通 &gt;

- ・事業所が行った自己評価結果に基づき、サービスの内容や課題等について、運営推進会議または介護・医療連携推進会議に報告する。
- ・利用者、市町村職員、地域住民等の第三者の観点から意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていく。

※運営推進会議等における評価を行う場合、市町村職員または地域包括支援センター職員、サービス評価について知見を有し公正・中立な立場な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要。

## ③評価結果の公表

## &lt; 共通 &gt;

- ・運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、介護サービス情報公表システムや法人ホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法に公表すること。あわせて、市への提出を行うこと。

## (国が示す評価項目の参考例に基づき評価を行う場合の公表様式)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・別紙 1  
 小規模多機能型居宅介護・・・別紙 2-2、別紙 2-4  
 看護小規模多機能型居宅介護・・・別紙 3-3

## 【評価実施等にかかる留意事項】

今年度から評価の方法が変わったことから、運営推進会議のメンバーへの事前の説明が必要となります。その後に事業所内での自己評価を経て、運営推進会議等における外部評価の実施・公表と一連の作業には時間を要することが想定されます。年度末に評価が集中すると、運営推進会議のメンバーの出席調整が困難になることもありますので計画的な実施をお願いいたします。

### (評価にかかるスケジュール例) ※小規模多機能型居宅介護事業所の場合

- |         |   |
|---------|---|
| H27.10  | 評価の学習。事業所内で勉強会をするなどして評価の流れについて学ぶ。<br><b>運営推進会議開催</b> ・・・運営推進会議のメンバーへ評価の流れを周知。   |
| H27.10～ | 「スタッフ個別評価」の実施。各スタッフが自己評価を実施。<br>事業所自己評価の実施。スタッフ個別評価をもとに事業所内で話し合い、スタッフ全体で検討し、「事業所自己評価」を作成する。                                 |
| H27.12  | 運営推進会議のメンバーに「事業所自己評価」と「地域かかわりシート①」を配布。<br><b>運営推進会議開催</b> ・・・自己評価結果の説明をし、プロセスを確認いただき改善の進め方等について意見を募る。さらに、外部評価について意見を募り集約する。 |
| H28.1   | サービス評価まとめ。事業所は運営推進会議で出された意見等を集約・確認し、外部評価（地域かかわりシート②）を作成。また、それに基づき小規模多機能型居宅介護「サービス評価総括表」を作成。                                 |
| H28.2   | <b>運営推進会議開催</b> ・・・サービス評価のまとめについて報告し、評価を確定する。<br>「事業所自己評価」及び「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」を公表し、市介護保険課へも提出する。                      |

※外部評価の実施については、これまでの実施時期と同時期（前回評価から一年後）が望ましい。